

平成26年2月18日

盛岡労働基準監督署発表

盛岡労働基準監督署

(担当) 次 長 熊谷 久

安全衛生課長 若月敏幸

(電話) 019-604-2530

死亡労働災害多発緊急事態宣言について

～ 死亡交通労働災害が3件発生、交通労働災害防止のための取組を要請～

盛岡労働基準監督署(署長:松本秀二)では、本年1月1日から2月17日までに、労働災害により4名の方が亡くなり、うち3名は、業務で車両を運転中にカーブでスリップして対向車線にはみ出し、対向車と衝突して死亡していることを受け、本年3月31日までを目途に「死亡労働災害多発緊急事態」を宣言し、交通労働災害防止のための重点事項の遵守(別紙参照)を広く周知徹底することとしました。

なお、4名の死亡災害の発生は、昨年1年間の死亡労働災害3名を超えており異常事態となっています。

当署では、今後もしばらくは路面が凍結している状況が続くことが予想されること、また、年度末に向け人や物の移動など経済活動の活発化等から死亡労働災害の増加が懸念されることから、管内の労働災害防止団体等への要請、岩手労働局ホームページを活用した広報等により、

- ・事業場における管理体制の確立や適正な走行管理等の実施
- ・自動車を運転させる場合における事前の天候・路面の状況の確認
- ・急な加速・急なハンドル操作・急なブレーキ操作の禁止
- ・カーブの前での余裕を持った十分な減速

等を内容とする労働者教育を実施するなど、緊急に死亡労働災害撲滅に向けた交通労働災害防止対策の取組を展開します。

死亡労働災害多発緊急事態宣言

盛岡労働基準監督署管内では、本年1月1日から2月17日までの期間中に、労働災害により4名の労働者の方々が亡くなりました。これは昨年の当署管内の年間死亡労働者数3名をすでに超えており、異常事態となっています。4名のうち3名は、業務で車両を運転中にカーブで対向車線にはみ出し、対向車と衝突した事故で死亡しており、いずれも路面が圧雪状態や凍結状態であったこと、発生した時間帯が早朝及び夕方であったことが共通する特徴として挙げられ、また、発生場所である国道4号線等の幹線道路は例年に比べて積雪が少なく、速度を抑制して走行するという意識が薄かったものと思われま

す。当署としましては、今後もしばらくは路面が凍結している状況が続くことが予想されること、また、年度末に向け人や物の移動など経済活動の活発化等から死亡労働災害の増加が懸念されることから、平成26年3月31日までを目途に「死亡労働災害多発緊急事態」を宣言し、管内の労働災害防止団体等への要請、岩手労働局ホームページを活用した広報等の取組を展開します。

なお、管内の事業主各位におかれては、多発している車両によるスリップ事故等の防止対策を徹底するため、別紙の交通労働災害防止のための重点事項に留意していただき、事業場における管理体制の確立や適正な走行管理等を実施していただくとともに、業務で車両を運転等する場合には、急な加速・急なハンドル操作・急なブレーキ操作をしない、カーブの前では余裕をもって十分に減速すること等を内容とする労働者教育を実施するなどの交通労働防止対策を講じていただき、緊急に死亡労働災害撲滅に向けた取組みをお願いいたします。

平成26年2月18日

盛岡労働基準監督署長 松本 秀二

交通労働災害防止のための重点事項

1 交通労働災害防止のための管理体制等

- (1) 管理体制の確立
- (2) 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善
- (3) 安全委員会等での調査審議

2 適正な走行管理

- (1) 適正な労働時間等の管理、走行管理
- (2) 適正な走行計画の作成
- (3) 点呼の実施とその結果への対応

3 教育の実施

- (1) 雇入れ時・日常の教育、交通危険予知訓練等
- (2) 運転者への配慮、認定制度等

4 交通労働災害防止に対する意識の高揚

- (1) 安全大会の開催、表彰制度、ポスターの掲示
- (2) 交通安全情報マップの作成

5 健康診断等

- (1) 運転時の疲労回復
- (2) 健康診断の実施、事後措置の確保、心身の健康保持増進

6 その他

- (1) 異常気象時の適切な対応
- (2) 車両の適切な点検・補修
- (3) 自動車に必要な安全装置（ABSやエアバッグ等）等の整備